

**■2013年\_第3回定例会（第5日目）定期監査報告（道路事業部）（2013.09.06）**

◎【19番陣内泰子議員】 引き続き、この定期監査に関する質問を行いたいと思います。同じく道路事業部に対してです。

今、前の議員から幾つか指摘があったんですけども、今回の監査の主な指摘事項としては、まず第1点として書類上の記載の問題、そして減免規定の指示のあり方、そして3番目に徴収漏れ並びに督促についての問題・課題と、大きく3つに分けられるかと思います。そして、この2番と3番に関しては、もう既に今の質問の中で方向が示されたので私は行いませんので、1番について、書類上の記載ミス点についてお聞きしたいと思います。

大変多くの記載漏れ並びに印鑑の漏れとか、また書類上の許可と実際の許可日が違うという申請上の不備が、今回の監査の中で多数指摘されているわけです。中には申請法人の代表者の氏名が抜けているといった本当に初歩的な書類上の不備、受け付け上での不備も指摘されているわけなんですけど、なぜこのようなことが受け付けの段階で適切にチェックされずに受理され、それが決裁まで行ってしまったのか。まさにこのように監査で今回指摘されるまで、担当部署内部でのチェックも働いていなかったというわけで、大きな問題があると思います。その理由についてお聞きしたいと思います。

また、このような書類上の不備の問題件数ですけども、これはどれぐらいあって、全体のどれぐらいの割合の指摘だったのか、それも数字でお示ししたいと思います。また、こういう受け付け事務に関しては、担当部署全体の中でやっているというお話であります。具体的な事務取扱の研修や、また誰がやっても同じような対応ができるような内部での研修とか、そういうものがきちんとなされていたのか。また、取り扱いのマニュアル化が適切に徹底されていたのかどうか、そこら辺に大きな不足があったと思いますので、この点についても今後の対応を含め、お考えをお聞かせください。

◎【小林信夫議長】 道路交通部長。

◎【西山忠道路交通部長】 事務取扱上の不備が多数発生している理由でございます。年間3,000件の申請に対して、前例踏襲で事務処理を行っていたことなどによりまして、適切な事務処理を行う意識が低かったことが原因と考えております。

また、指摘のあった書類の件数でございますけれども、平成23年度は全体で2,743件の申請がございました。平成24年度は全体で3,037件の申請があったところでございます。平成23年度分から300件についてを調査したところ、以前監査から指摘をいただいた減免条例の記載につきましては、平成23年度分についてはすべて行われておりました。しかし、今回の指摘である代表者氏名がないケースにつきましては11件、約4%、新規・更新・継続の区別がないものにつきましては48件、16%の割合で確認ができました。全体でも同様の割合で、指摘事項があると考えております。

次に、研修・引き継ぎが内部できちんとできていたのかということでございます。日常業務では、現場立ち会いや現場確認等に重心を置いていたため、引き継ぎ・研修がしっかりとできていなかったと感じております。これによりまして、このような事務処理が行われたと考えております。

◎【小林信夫議長】 第19番、陣内泰子議員。

◎【19番陣内泰子議員】 実際にその書類を見せてもらったんですね。その代表者の氏名がないということに関しては、本当に書類の右上の大きなところであって、誰が見てもここに氏名がないというのはおかしい。それは当然気がついてしかるべきことであつたと思います。今後の対応の中で、職員の意識の問題等もあつたかと思うんですが、適切な対応を担当としてもきっちり心がけていただきたいと思います。

そこで、中村副市長にお伺いしたいと思います。今回、この書類の不備、それから減免の規定のあり方、また徴収の仕方について、本当に多数の事務遂行上の指摘がありました。そして実施されてこなかった。このことについては、まず、どう今回の監査を受けとめていられるのか、それについてお伺いします。職員減により熟練した職員がいなくなっているということも影響しているのかもしれませんが。あるいは職員の方のモチベーションのあり方に問題があつたということも言えるのかもしれませんが。また、さらに業務量に比較して職員数が足りない、またアルバイトや臨時職員の方が多く配置され、その方々の研修が十分でないとか、いろいろな問題があるかと思ひます。その意味で、今回のこの指摘原因についてのお考えと今後の対策について、初歩的な基本の基がなされてこなかったことに対する今後のしっかりとした対策について、お考えをお聞きして、終わります。

◎【小林信夫議長】 中村副市長。〔副市長登壇〕

◎【中村敬副市長】 定期監査の結果を受けての私への質問に対して、お答えいたします。

その前に、今回多くの不適切な事務処理によりまして、公務の信頼を損ね、本当にまことに申しわけありませんでした。

指摘の多くは、本当に基礎的な事務処理知識を持っておれば防げた内容だろうと判断しております。これを受けまして、私たちがよく言う基本的な基礎的な事務処理とは何かと言ったときに、文書事務あるいは予算事務、会計事務、契約事務、これを言ひます。これを対象に、職員に対して職場研修を実施するように、今、予定を組んでおります。

それから、管理職におきましては、やはり職員、部下の能力開発のためには、仕事を通じてそれを行うことが一番効果的だろうと思ひておりますので、その点につきましてしっかりと管理職の理解を求め、そして徹底していきたくて思ひております。

それから、職員数と仕事量の関係ですけれども、これにつきましてはしっかりと仕事量を把握しまして、引き続き適正な人員配置に努めてまいります。

◎【小林信夫議長】 以上で、質問は終わりました。

進行します。

次は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づく専決処分報告についてであります。

つきましては、本報告について質問はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎【小林信夫議長】 質問なしと認め、進行します。

次は、健全化判断比率報告及び資金不足比率報告についてであります。

本件につきましては、あらかじめ配付しました報告書のとおりであります。

進行します。

次は、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてであります。

本件につきましては、あらかじめ配付しました報告書のとおりであります。

進行します。

次は、市が出資している法人等の経営状況等説明書についてであります。

つきましては、本報告について質問はありませんか。〔19 番議員発言を求む〕

◎【小林信夫議長】 第 19 番、陣内泰子議員。

◎【19 番陣内泰子議員】 それでは、一般財団法人八王子市住宅・都市整備公社の 2012 年度決算並びに 2013 年度予算について質問いたします。

まず、高齢者向け賃貸住宅センティ富士森についてです。これは公益目的事業として位置づけられているものです。2012 年度の平均入居率は、前年度より 5.7%減少した 80.9%となっています。以前からこの高齢者向け住宅として、高齢者の方が安心して暮らし続けられるような整備を行うことが必要と訴えさせていただいております。具体的にはトイレの改修等、また車いすが必要な状態になっても住み続けられるような整備などについてです。このような形で前年より入居者率が減少したということについて、退居者の状況と、それから改善のためにどのような努力をされてきているのか、お伺いいたします。また、昨年質問の折には、特に狭い C タイプに関して 2 部屋利用などの方法も試行するとのことでしたが、これについての実施はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、葬祭事業です。この事業は、建設当初から民業を圧迫するとの懸念が持たれていたものです。利用率に関しては、一般財団法人八王子市住宅・都市整備公社の御努力もあり、頑張っておられるとは思いますが、一昨年度は 49%、2012 年度は 47%でした。ずっとこのような状態が続いているわけですが、まさに公益目的の事業として位置づけられているのですが、その目的を果たしている事業であるのか、改めて検証する必要があると思います。費用対効果はどのように分析されているのでしょうか、お答えください。また、事業の評価として、客観的な第三者等による外部監査などの必要もあるかと思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせください。また、一般財団法人へ移行したとは言え、八王子市住宅・都市整備公社は 100%出資の法人です。この公社が行わなければならない事業だったのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

次に、土地の取得、造成及び譲渡として、川口土地区画整理組合設立準備会の運営支援についてです。この事業に当たっては 6 億円の貸し付けをする予定であり、2012 年度は 3,515 万円の予算に対して 3,085 万円が法人会計から貸し付けられています。

そこでお聞きしますが、法人会計とはどのようなもので、この川口土地区画整理組合設立準備会にこの一般財団法人八王子市住宅・都市整備公社がかかわる事業とは、いかなる性質のものなのでしょうか。公益目的なのか、それともその他の事業なのか、明確にお答えいただきたいと思います。

1 回目の最後として、都市機能の維持及び増進に関する事業として、旭町の土地と建物を 16 億円余りで取得いたしました。まず、どういった地権者からの購入だったのでしょうか、お伺いします。さらに、この取得費用は予算書には記載されていません。予算に計上されていない事業をそれも 16 億円余り、かなり高額な支出を行う理由は何なのでしょう。つまり、その必要性あるいは緊急性の理由についてお

答えたいと思います。また、どのような手続でこの費用を捻出したのか、これについてもお答えください。そしてまた、この土地の取得によって、公社の財産はどのように変化しているのかお聞きして、1回目を終わります。

◎【小林信夫議長】 都市計画部長。

◎【駒沢広行都市計画部長】 たくさんの御質問をいただきましたので、私から順次お答え申し上げます。

まず、センチ富士森に関する御質問でございますけれども、入居率向上のためのこれまでの取り組みというような御質問だったと思います。入居者募集に当たりましては、具体的には公社のホームページにおいて、緊急時の対応として設備、警備会社、管理リポーターの連携システム、こんなような特色を掲載したり、あるいは地元不動産会社に仲介依頼、そしてまた高齢者住宅雑誌へ募集案内を掲載するなど、それぞれの場のところでいろいろな募集要項を配布してまいりました。

続きまして、Cタイプの新たな付加についての御質問だと思います。当住宅は高齢者向け賃貸住宅ということから、施設からの転居ではなく、自宅から引っ越される方が多く、1人入居であっても家財が多く、広い部屋が好まれ、間取りの小さいタイプのいわゆるCタイプの入居率が低いと聞いております。Cタイプの入居率を向上するに当たっては、御希望があれば2人入居の場合等に、隣接する2部屋の家賃を減額して、あわせてお貸しするなどの方法を実施しておりますが、平成24年度に御希望がありませんでした。今後も引き続きこのような手法を積極的にPRさせていただきたいと思っています。

続きまして、斎場に関する御質問でございます。事業の費用対効果という面はどうかということでございますけれども、平成24年度の決算では、経常収益が8,933万円となっており、減価償却費を含む経常費用が1億4,185万円、差し引き計上増減額はマイナス5,251万円となっております。

事業効果につきましては、市民に低廉で安心して利用できる葬儀の場を提供していることから、北西部地域の唯一の公的斎場として、十分効果があったと聞いております。なお、平成24年度に公社が使用者に対して実施したアンケートによりますと、約80%以上の方々から、よかったとの回答をいただいていると聞いております。

事業に対する評価をどの機関がどのように行っているか、いわゆる事業に対する評価のことだと思います。檜原斎場の運営を含む公社の事業といたしましては、決算報告や事業報告を理事会の承認、あるいは諮問委員会にて報告を行っているところでございます。これらの手続を経て、最終的には評議委員会で承認されておりますので、これらの過程においてしっかりとした評議などを行っているものと認識しているところでございます。

続きまして、公社が斎場事業を行うことについての御質問でございますけれども、檜原斎場は平成20年4月から供用開始しております。当時の財団法人の寄附行為、第4条の事業、第7号に葬祭式場の設置及び運営ということで位置づけて実施したものでございまして、同第3条の目的である豊かなまちづくりと住民福祉の向上に寄与することを目的とし、公社が実施すべき事業として行ったと聞いております。

続きまして、川口土地区画整理事業に関する御質問でございます。

まず、法人会計とはどのような会計なのかという御質問でございますけれども、公益法人会計基準運用指針の様式に基づき、貸借対照表の作成上の留意事項として、法人会計区分は管理業務に関するもの、また、その他の法人全般に関するもの、例えば実施事業等の会計とその他会計に区分できないもの、こ

のようなものを表示することとなっております。これに基づいて行っているということで、聞いております。

続きまして、川口土地区画整理組合設立準備会への貸付金についての御質問でございます。川口物流拠点整備のための土地区画整理事業は公社事業ではなく、設立準備会が実施していることから、公社は一部の費用を貸し付けているものでございます。このことから、法人会計上、投資活動として支出しているものでございます。

続きまして、旭町の土地・建物の取得について、いわゆる緊急性があったのか、あるいはその必要性があったのかという御質問だと思います。本件に関しましては、本市の中心市街地活性化のための最重要施策として、旭町・明神町地区の地区開発に協力し、その事業推進を図ることを目的として、取得の必要性は十分に存在していると聞いております。また、土地・建物を入札方式によるいわゆる売却という要項が本年1月に公表されたことから、今後の円滑な事業推進を図るためにも緊急性があったものと聞いております。

ではその次、土地・建物の取得に伴う財産の変化があったのかということでございますが、これに関しましては、取得財源につきましては特定資産を取り崩したことから、固定資産の特定資産が減少し、その他の固定資産の土地・建物が増加したと聞いております。

続きまして、最後にいわゆる予算に計上していない執行についてということも御質問の中にあつたかと思っておりますが、これにつきましては、平成24年度の当初の事業計画、また支出予算には確かに計上はしておりますませんでした。しかしながら、この取得のための入札に参加する公社の定款第7条というのがございます。これに基づいて事業計画及び収支予算の変更の承認が必要となります。この承認を得る上で、まず理事会、それから諮問委員会、評議委員会というものを開催して承認をいただいたと聞いております。

◎【小林信夫議長】 第19番、陣内泰子議員。

◎【19番陣内泰子議員】 このセンチ富士森についてです。改善の努力、入居者向上の努力はされているということですが、なかなか難しいというのが現状かと思っております。その一つとして、やはり介護が必要な状態になったときに、やはりここを出なければならぬということが大きな壁になっているかと思っております。私は、以前からここに関しては、市全体としてもなかなか進んでいない小規模多機能型居宅介護として整備をしていく。そうすることによって、介護が必要な状態になっても安心して住み続けられるという整備が必要なのではないかと思ひ、また何度もそのような提案をさせていただいているところです。しかし、なかなかそのような取り組みには至っていないということですので、これは要望になります。今後高齢者支援の担当の方とも情報交換をしながら、ぜひここを、介護が必要な状態になっても退居しないで安心して暮らし続けられる住宅のモデルケースとして、整備をしていただきたいと思います。強くお願いしたいと思います。

法人会計についてのお尋ねをいたしました。先ほどの御説明では、法人会計というのは管理業務に関するもの、あるいはその他のものというお答えでした。つまり、公益事業や収益事業以外の管理全般のもの、あるいはその他のものがここに記載されるのかなと思っております。今回のこの土地・建物の購入に当たっては、特定資産を取り崩したと。その特定資産というのは、土地取得建物資金、並びに資産、並びに建設積立資産というものなんです。これを取り崩しているわけなんです。その取り崩したお金をこの法人会計の資産として、土地・建物代金の支払いに充てているんですね。なぜそんなことができるのか、

この会計を見ているだけでも大変おかしなことと思うのです。というのは、本来、公社から引き継いだ資産というものはすべて公益目的財産であり、その支出計画の変更許可等については東京都に報告、また許可を受けなければならないとなっているわけなんです、そのような手続きをきちんとなされてあったのか、その点についてもお聞きいたします。

この土地取得に関しては、どこから取得したのかということについては、聞き漏らしかもしれませんが、お答えがなかったかと思しますので、それはお答えください。

そしておかしなことなんです、この法人会計に2012年度期末正味財産として、31億円余りが計上されているわけなんです。公社から引き継いだ財産というのは79億8,512万円、さらに帳簿上に出てこない含み益3億6,000万円がありました。その計算自体、減損会計を適用してのものであり、公社の資産の過少評価であると以前から私は指摘していますが、ここではそのことは脇に置いて話を進めたいと思います。

こういった公社からの引き継ぎ財産83億円余りです。これはすべて公益目的財産として使われることが決められています。昨年もこの点について質問したときに御答弁がありましたので、それを読み上げてみます。それによると、この公的用途財産額83億4,615万9,778円を、法に規定されます平成24年度事業計画書のファミリー向け賃貸住宅アーバンヒル大和田と、高齢者向け賃貸住宅センチ富士森の賃貸住宅の管理運営・マンション管理に関する調査研究、檜原斎場の管理運営や、JR八王子駅南口周辺自転車等駐輪場の整備及び管理運営などの公益的施設管理事業の3つの継続事業に使うこととしています。このような答弁でした。

つまり、今、言いました3つの事業、これは会計上は事業会計という区分でこの決算書には記載されているのですが、それにこの公社の財産を使うということがきちんとして示されているわけですが、それにもかかわらず、この土地取得に対して、法人会計という管理運営をする会計上にお金を移し、そしてまたその法人会計上に、公益目的財産のうちの31億円の正味財産が計上されているということ自体、大変不自然な会計の流れになっていると思います。なぜ、こういった法人の維持管理に必要なものの会計上に、公社の公益目的財産が計上されているのか、この点についてきちんと御説明をいただきたいと思います。

また、2013年度予算書において初めて、この土地取得に関しては都市機能の維持及び推進に関する事業として、事業内容が記載されています。予算書の事業内容の中に説明があるわけですが、そして、それは公益目的としての会計・事業ではないということで、その他会計という中に、会計項目として都市機能維持推進として報告されるようになっているわけですが、これは、旭町・明神町地区の開発に協力をし、その事業推進のために購入した土地・建物から賃料が発生することから、何らかの会計処理をする必要に迫られてのことと思うのですが、ある意味場当たりの処理という感じがいたします。

本来なら、まず旭町・明神町地区の開発事業に公社として取り組むという意思決定があり、その使える資金として、既に収支目的が定められている公社の財産から、都の許可を得て会計内移動処理をして土地・建物を購入し、管理運営に当たるという手順を経なければならないと思うのですが、そうはなっていません。資産の使い回しとも言えるのではないのでしょうか。問題であると指摘をいたします。そこで、この新たに立ち上げた都市機能維持増進事業の収支はどのような見込みになっているのか、この点について伺います。

この土地・建物購入に関しては、仲介手数料や税金で1億円余りも取られるのはおかしいといった意見、また旭町・明神町地区の開発に公社が地権者として加わるという点についての疑問、市が購入するのではないのかといった意見などがあつたこともお伝えしておきます。また、将来的な立ち退きなどの補償料が見込まれていないとの指摘もありました。これらの議論を聞くと、大変疑問の多い取り引きだ

ったのではないかともあります。本来なら市が購入したいところなのでしょうが、さまざまな事情で公社を迂回させたのではないかと推測いたします。

次に、川口土地区画整理事業への貸し付けに関してです。先ほどの答弁では、公社の事業ではないというお答えでありました。どうして公社の事業でないものに、投資は無利子、現在は有利子ということですが、どちらであっても貸し付けなど行ってはならないはずではないですか。この点をお聞きします。そして、川口の土地区画整理事業は公社の事業でないなら、土地を取得している公社として、この事業の位置づけをどのように行っているのか、お聞きしたいと思います。

これで、2回目を終わります。

◎【小林信夫議長】 都市計画部長。

◎【駒沢広行都市計画部長】 それでは、御質問にお答えいたします。

まず、法人会計についてでございますけれども、今回のこれに伴った公益目的財産の変更はないのかと、いわゆる報告をすべきだということだと思っておりますけれども、本来公益目的財産等は、平成24年度に認定を受けた実施事業会計であるいわゆる賃貸住宅事業、それと調査研究事業、それから公共的施設管理事業の3事業であり、これらの事業に該当しないことから、いわゆる変更がないものというところで聞いております。

続きまして、先ほど旭町建物はどこから取得しているのかという御質問だったと思っておりますけれども、取得した土地は2筆で、建物は2棟でございます。土地及び建物1棟は東電不動産株式会社から取得をし、もう一棟につきましては東京電力株式会社から取得しております。

それから、法人会計のいわゆる31億円の正味財産の計上についての御質問だと思います。法人会計につきましては、管理業務に関するものやその他法人全般にかかわるものを表示するものとされていることから、その財産の内訳といたしまして、基本財産が3億円、土地取得積立資産が5億円、今回取得した土地・建物が17.3億円、それから川口、檜原の土地である長期事業資産が4.7億円などとなっております。適正に処理されているということ聞いております。

それから、平成25年度のその他の事業として、新たな会計を立ち上げた、その収支についての御質問だと思います。平成24年度に取得した旭町の土地・建物につきましては、売買契約時に現況融資で引き受けており、土地・建物いずれも賃貸である、いわゆる家賃等の収入がございます。このことから、公社の平成25年度の収支予算では、その他の会計に都市機能維持増進事業として項目を設けているものがございます。なお、平成25年度の予算書では、事業活動収入が1億737万円、事業活動支出が3,332万円で、事業活動収支差が7,405万円となっております。

それから、川口土地区画整理事業の貸し付けの問題だと思います。本来であれば公社が単体で事業をするようであればみずからということなのですが、いずれにしましても公社も一地主者として、その川口土地区画整理組合設立準備会について、いわゆる支援という立場の中から、その事業の調査費等を貸し付けているということになっております。

無利子が有利子かということは、前回の一般質問でもお答えしましたが、公社が単独で事業をする場合、今までそれに必要な経費、平成22年度、平成23年度については、これは無利子としてやっている。ところが平成24年度以降につきましては、その事業主体が川口土地区画整理組合設立準備会のほうになっていますから、有利子という考え方で、今、貸し付けているということ聞いております。

◎【小林信夫議長】 第19番、陣内泰子議員。

◎【19番陣内泰子議員】 なかなか明確なお答えがいただけていません。先ほどお聞きしたのは、つまりその法人会計の公益目的財産、今、読み上げたように3つの事業に使うものとして、この公社の83億円は使うという計画を出してある。その変更に関しては、きちんと都に報告しなければならないにもかかわらず、その報告をしないで、そして31億円も法人会計という何だかわからない会計に財産を積み立てている。また、そこから土地を取得しているということ自体、大変不可解な会計処理なんです。

この点については、ここで議論しても、なかなか明確にならないと思います。ぜひ先ほども公社の葬祭事業のところで、きちんと第三者による外部監査並びにその会計処理のあり方についての評価、やり方について意見を求めてほしいと提案いたしましたが、公社全体のこの移行に伴う会計処理のあり方、それに対してきちんと外部の意見、そして監査を受けていただきたい。その点についてどうお考えなのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

また、川口地区の物流拠点に関しては、公社事業でないとお答えになっているんですね。それで支援だと。だから、法人会計の投資活動として貸し付けている。私は無利子とか有利子のことは問題にしています。どこから貸し付けているのか、貸し付けることがどういう理由で、どういう正当性があるのかとお聞きしたわけですが、それについても明確なお答えはありませんでした。これに関しては、貸し付けることの是非は置いておいて、お金の出入りをきちんと示す会計そのものの中に示されなければならないと思いますので、独立した会計を立てるべきだと考えています。この点についてお答えください。

そして、最後に、今回公社の質問をするに当たって、ヒアリング等があったわけですが、公社の指導監督というのは、庁内のどの部署が行うのかという点についてです。これまでは、市側の窓口というのは、まちなみ整備部の住宅対策課でした。しかし、今回のこの組織改正の関係から、都市計画部の都市計画管理課へと変わりました。このことは何を意味するのでしょうか。一般財団法人となったことによって、その性格も変わったということなののでしょうか。この点についてお答えください。ぜひ、しっかりと会計処理、お金の出入りが、そして収支がどうなっているのかということがわかるような会計処理をきちんと行っていただきたい。強く要望します。

以上、お答えいただきたいと思います。

◎【小林信夫議長】 都市計画部長。

◎【駒沢広行都市計画部長】 公社の監査の話の御質問をいただきました。実は、公社のこの決算等を含めた中の監査につきましては、市のほうの監査を受けることとなっておりますので、改めて向こうのほうで監査を受けるかどうかというのは、ちょっと公社のほうに確認しないと、現時点ではお答えできないと思っています。

それから、川口土地区画整理事業関係の独立の会計を立てるべき、あるいはもうちょっと詳しくいろいろなことをやるべき、会計をつくるべきではないかという御質問でございますけれども、会計区分につきましては、様式に基づいて事業実施等の会計とその他の会計を区分していると。しかしながら、公社においては、当然ながら理事会、あるいは諮問委員会、それと評議委員会というところにおいては、附属資料として大区分したいいわゆる事業ごとのそういうものを資料提供しているということになっております。必要があれば、そういう資料を提供するよう、公社のほうに指導してまいりたいと思っています。



す。

最後に、いわゆる市の所管課が変わったという御質問だと思います。公社の目的、いわゆるその事業関係が設立時とは大きく変わって、いわゆるまちづくり全般の事業を展開するといったような内容になっていることから、それとあわせて、実は公社の評議会、あるいは議会などから総合的にまちづくりを行っている部署が担うべきであるという御意見もいただいております。このようなことを総合的に判断して、都市づくりの総合窓口である、いわゆる都市計画部都市計画課が事務所掌を担うということで、今回移行したものでございます。